○国土交通省告示第千四十二号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条第二項第三号の水域を次のように指定する（平成二十五年十月二十五日から同年十月三十一日までの毎日午前八時から午後五時までの間に限る。）。

平成二十五年十月二十四日　国土交通大臣　太田　昭宏

神奈川県平塚市湘南銀河大橋、平塚新港東側防波堤南端から真方位百五度五千二百メートルの地点まで引いた線、同地点から真方位二十九度七百四十メートルの地点まで引いた線、同地点から茅ヶ崎南防波堤灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域。

○国土交通省告示第千四十三号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第十二条の二の十一（第十二条の二の二十六において準用される場合を含む。）の規定に基づき、独立行政法人海上災害防止センターから登録事項について、平成二十五年十月一日から次のように変更する旨の届出があったので、同規則第十二条の二の二十一第二号（第十二条の二の二十六において準用される場合を含む。）の規定により、公示する。

平成二十五年十月二十四日　国土交通大臣　太田　昭宏

独立行政法人海上災害防止センターから登録事項の変更の届出があった件

一　変更後の登録消防講習実施機関の名称　一般財団法人海上災害防止センター

二　変更後の登録消防講習実施機関の代表者の氏名　岩男　雅之

三　変更後の登録消防講習事務を行う事務所の名称　一般財団法人海上災害防止センター（本部）
一般財団法人海上災害防止センター研修所
一般財団法人海上災害防止センター消防演習場

四　変更後の登録学科講習実施機関の名称　一般財団法人海上災害防止センター

五　変更後の登録学科講習実施機関の代表者の氏名　岩男　雅之

六　変更後の登録学科講習事務を行う事務所の名称　一般財団法人海上災害防止センター（本部）
一般財団法人海上災害防止センター研修所

○東北地方整備局告示第百九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十月二十四日　東北地方整備局長　小池　剛

一　施行者の名称　青森県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十三年東北地方整備局告示第四十号八戸都市計画道路事業三・五・一号沼館三日町線、三・四・二号本八戸駅南線及び七・七・八号柏崎一丁目線

三　事業施行期間　自平成二十三年三月十一日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成二十三年東北地方整備局告示第四十号の事業地のうち青森県八戸市内丸一丁目、内丸二丁目、内丸三丁目、大字堀端町及び大字番町地内において事業地を変更し、八戸市柏崎一丁目を加える。

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第四百三十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十五年十月二十四日　関東地方整備局長　深澤　淳志

別表の指定番号七の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中

「イ　柏本部　千葉県柏市東上町八番二十五号
ロ　千葉支店　千葉県千葉市中央区千葉港二番一号
ハ　船橋支店　千葉県船橋市葛飾町二丁目三百四十番地
ニ　大宮本部　埼玉県さいたま市北区東大成町一丁目四百十二番地三
ホ　川越支店　埼玉県川越市南越谷四丁目十一番地一
ヘ　秋葉原支店　東京都千代田区神田須田町一丁目二十一番五号
ト　国分寺支店　東京都国分寺市南町三丁目八番十四号
チ　横浜本部　神奈川県横浜市中区山下町二十二番地
リ　大和支店　神奈川県大和市中央二丁目四十八番地一
ヌ　熊谷支店　埼玉県熊谷市筑波二丁目一番地一
ル　千葉支店　千葉県千葉市中央区千葉港二番一号
ヲ　船橋支店　千葉県船橋市葛飾町二丁目三百四十番地
ワ　大宮本部　埼玉県さいたま市北区東大成町一丁目四百十二番地三
カ　川越支店　埼玉県川越市南越谷四丁目十一番地一
ヨ　秋葉原支店　東京都千代田区神田須田町一丁目二十一番五号
タ　国分寺支店　東京都国分寺市南町三丁目八番十四号
レ　横浜本部　神奈川県横浜市中区山下町二十二番地
ソ　大和支店　神奈川県大和市中央二丁目四十八番地一
ツ　熊谷支店　埼玉県熊谷市筑波二丁目一番地一」

を

「イ　柏本部　千葉県柏市東上町八番二十五号
ロ　千葉支店　千葉県千葉市中央区千葉港二番一号
ハ　船橋支店　千葉県船橋市葛飾町二丁目三百四十番地
ニ　大宮本部　埼玉県さいたま市北区東大成町一丁目四百十二番地三
ホ　川越支店　埼玉県川越市南越谷四丁目十一番地一
ヘ　秋葉原支店　東京都千代田区神田須田町一丁目二十一番五号
ト　国分寺支店　東京都国分寺市南町三丁目八番十四号
チ　横浜本部　神奈川県横浜市中区山下町二十二番地
リ　大和支店　神奈川県大和市中央二丁目四十八番地一
ヌ　熊谷支店　埼玉県熊谷市筑波二丁目一番地一
ル　千葉支店　千葉県千葉市中央区千葉港二番一号
ヲ　船橋支店　千葉県船橋市葛飾町二丁目三百四十番地
ワ　大宮本部　埼玉県さいたま市北区東大成町一丁目四百十二番地三
カ　越谷支店　埼玉県越谷市南越谷四丁目十一番地一
ヨ　秋葉原支店　東京都千代田区神田須田町一丁目二十一番五号
タ　国分寺支店　東京都国分寺市南町三丁目八番十四号
レ　横浜本部　神奈川県横浜市中区山下町二十二番地
ソ　大和支店　神奈川県大和市中央二丁目四十八番地一
ツ　熊谷支店　埼玉県熊谷市筑波二丁目一番地一」

に改める。

○中部地方整備局告示第百八十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月二十四日　中部地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号及び二十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員
亀山市井田川町字梅田七六番三から同市井田川町字谷山六六〇番二まで	前	三三・六メートル～六八・〇メートル
	後	二六・二メートル～六〇・五メートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局北勢国道事務所

○中部地方整備局告示第百八十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月二十四日　中部地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百七十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員
飯田市上久堅三九五七番六から長野県下伊那郡喬木村九一一九番三六七まで	前	二四・〇メートル～二三四・〇メートル
	後	一二・四メートル～二九七・三メートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局飯田国道事務所